

○科学研究上の不正行為の防止等に関する規程

(平成24年9月13日規程第61号)

**改正** 平成26年10月23日規程第73号 平成26年10月30日規程第74号  
平成26年11月14日規程第77号 平成26年12月25日規程第93号  
平成27年3月31日規程第46号 平成28年2月29日規程第27号  
平成28年3月31日規程第49号 平成28年4月13日規程第54号  
平成28年9月30日規程第84号 平成28年10月31日規程第86号  
平成29年3月31日規程第30号 平成30年3月22日規程第29号  
令和3年3月31日規程第411号 令和4年3月31日規程第510号  
令和5年3月23日規程第27号 令和5年3月31日規程第45号  
令和5年3月31日規程第45号 令和5年10月31日規程第108号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）が、研究所の研究者等による科学研究上の研究倫理規範を確立するとともに、研究倫理の基本に背馳する特定の不正な行為（以下「特定不正行為」という。）を防止し、特定不正行為が行われ、又はそのおそれがあるときに、迅速かつ適正に対応するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「センター等」とは、別表第1左欄に掲げる組織をいう。
- (2) 「センター長等」とは、別表第1右欄に掲げる者をいう。
- (3) 「研究室主宰者」とは、研究室等（研究室、部、室、チーム、ユニットその他研究活動を行うこれらに準ずる組織）を主宰する者をいう。
- (4) 「新任研究室主宰者」とは、研究室主宰者の経験（研究所外での経験を含む。）が1年未満の者をいう。
- (5) 「職員等」とは、職員その他研究所の業務に従事する者をいう。
- (6) 「研究倫理教育」とは、研究所が行う研究倫理規範の修得及び研究倫理を向上させるための教育をいう。

2 この規程において「特定不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文等発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・試料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該者の了解又は適切な表示なく使用すること。

(統括者)

第3条 法務・コンプライアンス本部長は、研究所における研究上の不正の処理に関する業務を統括する。

(研究倫理教育統括責任者)

第4条 研究所に研究倫理教育統括責任者を置く。

- 2 研究倫理教育統括責任者は、法務・コンプライアンス本部長をもって充てる。
- 3 研究倫理教育統括責任者は、定期的に研究倫理教育を行い、適宜、研究倫理教育責任者を通じて、次に掲げる研究上の不正防止に向けた取組の実施状況等を把握し、必要と認めた場合、センター等の研究倫理教育責任者又はセンター長等に対して改善を求める他、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 研究倫理教育の取組及び履修状況
  - (2) 職員等の研究倫理に関する意識の確認状況
  - (3) 研究所が定める研究記録管理及び研究成果発表に関する手続きの履行状況
  - (4) その他研究倫理教育統括責任者が必要とする事項
- (研究倫理教育責任者)

第5条 センター等に研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、センター長等からの推薦に基づき、理事長が指名する。
- 3 理事長は、必要があると認めたときは、前項の推薦を受けた者以外の者を研究倫理教育責任者に指名することができる。

(研究倫理教育責任者の任期)

第6条 研究倫理教育責任者の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第7条各号に掲げる事由により研究倫理教育責任者が任期途中で指名を解除された場合、センター長等は後任の研究倫理教育責任者を理事長に推薦する。
- 3 後任に指名された研究倫理教育責任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究倫理教育責任者の指名の解除)

第7条 理事長は次の各号に定める事項が生じたときは、研究倫理教育責任者の指名を解除する。

- (1) 研究倫理教育責任者が任期の途中で退職するとき。
- (2) 研究倫理教育責任者の任期途中での人事異動により、その所属するセンター等組織が変更になったとき。
- (3) 研究倫理教育責任者が、自己の都合により指名の解除を希望し、理事長が認めたとき。
- (4) その他研究倫理教育責任者の責務の遂行が困難と認められたとき。

(研究倫理教育責任者の責務)

第8条 研究倫理教育責任者は、所掌するセンター等における職員等に対する研究上の不正防止に向けた具体的な指導・教育の取組に関する業務を統括する。

- 2 研究倫理教育責任者は、適宜、所掌するセンター等における次に掲げる研究上の不正防止に向けた取組の実施状況等を点検し、必要と認める場合、職員等に対して改善を求める他、必要な措置を講ずるものとする。
- (1) 研究倫理教育の取組及び履修状況
  - (2) 職員等の研究倫理に関する意識の確認状況
  - (3) 研究所が定める研究記録管理及び研究成果発表に関する手続きの履行状況
  - (4) 研究倫理教育統括責任者から指示又は改善を求めた事項
  - (5) その他研究倫理教育責任者が必要とする事項

3 研究倫理教育責任者は、研究室主宰者に対して、研究倫理に関する意識の確認を行わなければならない。

(センター長等の責務)

第9条 センター長等は、その所掌するセンター等における研究上の不正を防止する研究環境を整え、その維持のため、次の各号に掲げる事項を行うように努めなければならない。

- (1) 人事制度の運用を含め、センター等を公正に運営すること。
- (2) 科学研究の本質に鑑み、センター等に所属する各研究室の公正な研究活動の自律性を保証すること。
- (3) センター等において、論文等に疑義が生じた場合には、その調査に全面的に協力するとともに、適正な調査が行われるよう、必要に応じて、センター等の職員等を管理指導すること。
- (4) 新任研究室主宰者に対する、公正な研究活動や研究室のマネジメントについて管理指導すること。
- (5) 当該センター等に置かれた研究倫理教育責任者と連携し、所掌するセンター等において、研究上の不正防止のための取組が確実に履行されるように周知徹底を図ること。

2 センター長等は、研究所が定める研究成果発表に関する手続きを適切に行わなければならない。

3 センター長等は、研究倫理教育統括責任者又は研究倫理教育責任者から研究上の不正の防止に向けた取組に関する指示又は改善を求められた場合は、誠実に対応しなければならない。

(研究室主宰者の責務)

第10条 研究室主宰者は、その所掌する組織における研究上の不正を防止するため、次の各号に掲げる事項を行うように努めなければならない。

- (1) 研究室を公正に運営し、研究上の不正が起こらない雰囲気を醸成すること。
- (2) 研究室等において、論文等に疑義が生じた場合には、その調査に全面的に協力するとともに、適正な調査が行われるよう、必要に応じて、職員等を管理指導すること。

2 研究室主宰者は、研究所が定める研究記録管理及び研究成果発表に関する手続きを適切に行わなければならない。

3 研究室主宰者は、所属する職員等に対して、研究所が行う研究倫理教育を履修させなければならない。

4 研究室主宰者は、所属する職員等に対して、研究倫理に関する意識の確認を行わなければならない。

(職員等の責務)

第11条 科学研究においては、自らが計画を立案、実施し、観察データを分析・評価して、研究成果を発表することから、研究倫理に反する不正な行為についてはその行為者自身が責任を負うべきものであるため、職員等は、誇りと高い倫理性を保持し、次に掲げる事項をその研究活動に係る行動基準としなければならない。

- (1) 研究上の不正を行わないこと。
- (2) 研究上の不正に加担しないこと。
- (3) 周りの者に対して研究上の不正をさせないこと。

- 2 職員等は、研究所が行う研究倫理教育に関して必要とされる研修を、研究所が指定する期限までに履修しなければならない。
- 3 職員等は、研究所が定める研究記録管理及び研究成果発表に関する手続きを適切に行わなければならない。
- 4 職員等は、研究倫理教育責任者から研究上の不正の防止に向けた取組に関する指示又は改善を求められた場合は、誠実に対応しなければならない。

(研究倫理教育を履修しない者に対する措置)

第12条 研究所は、前条第2項の研究倫理教育を履修しない者に対して、注意喚起を行い、注意喚起後もなお研究倫理教育を履修しない場合は、当該者に対して、実験室への立入禁止や研究活動の一時停止等の必要な措置を講ずる。

(説明責任)

第13条 職員等で研究上の不正に係る疑義を生ぜしめた者は、事実関係を誠実に説明しなければならない。

(受付窓口)

第14条 特定不正行為に関する告発又は告発に関する相談（以下「告発等」という。）を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を、法務・コンプライアンス本部に置く。

- 2 研究所は、前項のほか、必要に応じて、研究所外に受付窓口を置くことができる。

(処理体制の周知等)

第15条 研究所は、受付窓口、告発等の方法その他必要な事項を職員等及び研究所外に周知する。

(告発等の方法)

第16条 告発等は、電話、電子メール、書面又は面会とする。

- 2 前項の告発等は、原則として、顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者又はグループ、特定不正行為の態様等、事案の内容等が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものを受け付けるものとする。
- 3 書面による告発等、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発等がなされた場合は、研究所は告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に、告発等を受け付けたことを通知する。

(告発等の取扱い)

第17条 研究所は、受付窓口において告発を受け付けたときは、速やかに法務・コンプライアンス本部長に予備調査を実施させるものとする。

- 2 匿名による告発があった場合は、その内容に応じ、顕名の告発に準じた取扱いをすることができるものとする。
- 3 研究所は、告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、内容を確認、精査し、相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。

告発の意思表示がなされない場合であっても、研究所は、必要と認められた場合、予備調査を実施することができる。

- 4 研究所は、特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという告発等については、その内容を確認、精査し、相当の理由があると認めるときは、被

告発者に警告を発するものとする。ただし、被告発者が他機関に所属する者である場合、当該他機関に事案を通知等することができる。他機関に所属する被告発者に対して研究所が警告を行ったときは、当該他機関に警告の内容等について通知する。

- 5 学会等の科学コミュニティ、報道又は他機関から特定不正行為の疑いが指摘された場合は、告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 6 研究所の職員等について、特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（特定不正行為を行ったとする研究者又はグループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを、研究所が確認し必要と認めた場合、告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 7 被告発者が他機関で行った研究活動に係る告発等である場合、又は被告発者が他機関にも所属している場合は、当該告発等を他機関へ通知し、当該事案の取扱い等必要な事項について協議する。

また、他にも調査を行う機関が想定される場合は、該当する機関に当該告発等について通知する。

- 8 研究所は、他機関から告発の通知等を受けた場合は、告発があった場合に準じ、必要な措置をとる。

（予備調査の実施）

第18条 法務・コンプライアンス本部長は、必要に応じて特定不正行為の疑義が生じている研究分野における研究所内の専門家等の協力を得て、次の各号に掲げる事項について、予備調査を実施する。

- (1) 告発された特定不正行為が行われた可能性
  - (2) 告発の際示された科学的な合理性のある理由の論理性
  - (3) 告発された事案に係る研究活動の公表から告発までの期間が、各種計測データ等を記録した紙及び電子媒体、ラボノートブック、研究試料等研究結果の事後の検証を可能とするものについて、研究所が定める保存期間又は当該研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えるか否か
- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を実施する場合は、第1項の事項のほか、取下げに至った経緯・事情を踏まえ、特定不正行為の問題として調査すべきものか否か調査する。

（本調査の実施等）

第19条 法務・コンプライアンス本部長は、前条の予備調査終了後、速やかに結果を研究所に報告する。

- 2 研究所は、前項の報告を受けたときは、速やかに本調査の実施の可否を決定する。
- 3 研究所は、告発等を受け付けた後、本調査を実施するか否か、特段の事情がない限り、概ね30日以内に決定する。
- 4 研究所は、本調査の実施を決定したときは、告発者及び被告発者に本調査の実施を通知し調査への協力を求めるとともに、被告発者が他機関に所属する場合は、当該他機関の長にも通知するものとする。
- 5 前項に定めるもののほか、研究所は、当該告発に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは当該配分機関及び文部科学省に対して本調査の実施を報告するものとする。

- 6 告発者及び被告発者は、第4項の本調査の実施の通知を受けたときは、調査に誠実に協力しなければならない。
- 7 研究所は、本調査を実施しないと決定した場合は、理由を付して告発者に通知する。  
この場合、研究所は、予備調査の結果を、配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。
- 8 研究所は、他の機関や学協会等の科学コミュニティに、調査を実施する上での協力を求めることができる。
- 9 研究所は、告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう十分配慮する。

(一時的措置等)

第20条 研究所は、本調査の実施を決定したときは、当該告発された事案に係る研究活動のための研究費の支出停止措置を講ずることができる。

- 2 研究所は、調査に必要な資料を保全するため、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。
  - (1) 被告発者の「定年制職員就業規程」(平成15年規程第33号)第25条、「任期制職員就業規程」(平成15年規程第34号)第26条、「無期雇用職員就業規程」(平成28年規程第46号)第25条、「事務業務員等就業規程」(平成22年規程第43号)第15条、「アルバイト就業規程」(平成15年規程第36号)第18条、「パートタイマー等就業規程」(平成28年規程第68号)第18条及び「大学院生リサーチ・アソシエイト就業規程」(平成21年規程第38号)第7条に基づく出勤禁止
  - (2) 被告発者と当該調査に係る利害関係者との接触禁止
  - (3) 被告発者の所属研究室等の一時閉鎖
  - (4) 調査に係る物品等の確保
  - (5) その他必要な措置
- 3 研究所は、前項の場合において、職員等の業務遂行を可能とするよう、可能な限り必要な措置を講じなければならない。
- 4 研究所は、告発に係る研究活動が他機関で行われた場合は、当該研究活動が行われた機関に対して必要な措置をとることを要請することができる。
- 5 研究所は、他機関から一時的措置の要請等を受けた場合は、必要な措置をとる。

(調査委員会)

第21条 研究所は、本調査の実施のため、研究所外の当該研究分野の研究者等外部有識者を含む調査委員会を設置する。

- 2 調査委員は半数以上が外部有識者で構成することとし、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者のうちから、研究所が指名又は委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、研究所の指名する者をもって充てる。
- 4 研究所は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 5 告発者及び被告発者は、調査委員について、通知を受けた日から起算して7日以内に異議申立てをすることができる。

6 研究所は、前項の異議申立てがあったときは、内容を審査し、その内容が妥当であると判断した場合は、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

当該異議申立てを却下するときは、理由を付して告発者及び被告発者に通知する。

7 調査委員会の事務は、法務・コンプライアンス本部が行う。

(調査の方法)

第22条 調査委員会による調査は、特段の事情がない限り、本調査の実施決定後概ね30日以内に開始する。

2 調査は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、各種計測データ等を記録した紙及び電子媒体、ラボノートブックその他資料の精査及び関係者からの聴取等により行う。

3 調査においては、被告発者に対して弁明の機会を与えなければならない。

4 被告発者は、前項の弁明の機会において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続きに則って行われたこと並びに当該研究活動に係る論文等がそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して事実関係を誠実に説明しなければならない。

5 調査においては、第2項に定めるほか、調査委員会が再実験等により再現性を示すことを被告発者に求める場合、又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、被告発者は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し研究所が合理的に必要と判断する範囲内において、調査委員会の指導・監督の下に再実験等を行うものとする。

6 前項の再実験等を行うときは、研究所は、被告発者に対し、あらかじめ期間を定め、それに要する費用、場所及び機器その他再実験等に必要な物品を提供しなければならない。ただし、被告発者からの申出により再実験等を行う場合にあって、同じ内容の申出が繰り返して行われる等、当該調査の引き延ばし等を図ることが目的であると調査委員会が判断したときは、当該再実験等実施の申出を受け付けないこととする。

7 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査に関連した被告発者の他の研究活動も調査の対象に含めることができる。

(認定の方法)

第22条の2 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、証拠等により不正行為が存在するとの一応の心証を形成した場合において、被告発者の説明及びその他の証拠により不正行為であるとの心証を覆すことができないときは、諸証拠の総合的な判断により不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの心証を覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の報告)

第23条 調査委員会は、特段の事情がない限り本調査の開始後概ね150日以内に、次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、当該調査の結果をまとめ研究所に報告する。

- (1) 特定不正行為が行われた否か
- (2) 特定不正行為が行われたと認定したときは、その内容、特定不正行為に関与した者とその度合、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割
- (3) 特定不正行為が行われなかったと認定したときは、告発が告発者の悪意に基づくものであったか否か。

2 前項第3号の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。  
(調査結果の通知等)

第24条 研究所は、前条の報告を受けたときは、調査結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で特定不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知するとともに、被告発者に他機関に所属する者があるときは、当該他機関の長にも通知するものとする。

2 前項に定めるもののほか、研究所は、当該事案に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関及び文部科学省に対して調査結果を報告するものとする。

3 研究所は、前条の調査の結果、告発者の悪意に基づく告発であったと認定された場合において、当該告発者が他機関に所属するときは、当該他機関の長にその旨通知するものとする。

(不服申立て)

第25条 特定不正行為を行ったと認定された被告発者又は告発が悪意に基づくものであったと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査において悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、通知を受けた日から起算して10日以内に、研究所に対し、理由を付した上で不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 研究所は、特定不正行為を行ったと認定された被告発者からの不服申立てを受け付けたときは、告発者にその旨を通知するとともに、当該被告発者が他機関に所属するときは、当該他機関の長にその旨通知する。

3 研究所は、告発が悪意に基づくものであったと認定された告発者からの不服申立てを受け付けたときは、被告発者にその旨を通知するとともに、当該告発者又は被告発者が他機関に所属するときは、当該他機関の長にその旨通知する。

4 研究所は、第2項及び第3項の不服申立てについて、当該告発に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関及び文部科学省に対してその旨報告する。

(不服申立ての審査等)

第26条 研究所は、不服申立ての審査（再調査を含む。以下同じ。）を、当該本調査を行った調査委員会に行わせる。

2 前項の不服申立ての審査において、新たに専門性を要する判断が必要となる等の事情がある場合、研究所は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。



この場合において、新たに審査を行うこととなる者については、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とし、指名等に関する手続きについては第21条第2項から第6項を準用するものとする。

- 3 調査委員会（他の者が審査した場合は当該者。以下同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該告発についての再調査を実施するか否かを速やかに決定し、その結果を研究所に報告する。
- 4 調査委員会は、不服申立ての審査を実施するときは、不服申立て者に対し第23条の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決のために必要な協力を求めるものとし、不服申立て者が必要な協力を行わないときは、当該審査を行わず又は打ち切ることができる。
- 5 第3項の審査において、当該不服申立てが当該審査の引き延ばし、又は第28条に定める措置の先送りを主な目的としていると調査委員会が判断したときは、研究所は、以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 6 調査委員会は、再調査を開始した場合、特段の事情がない限り、再調査の開始後概ね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、当該再調査結果を研究所に報告する。
- 7 不服申立ての審査において、告発が告発者の悪意に基づくものであったかどうかの認定を行うに当たっては、第23条第2項を準用する。
- 8 研究所は、第3項又は第6項の報告を受けたときは、被告発者及び告発者に対し、審査結果を通知するとともに、被告発者又は告発者が他機関に所属するときは、当該他機関の長に通知する。ただし、第23条において特定不正行為を行ったと認定された被告発者からの不服申立ての場合においては、告発者の所属機関の長への通知はしない。
- 9 研究所は、前項に定めるものの他、当該告発に係る研究活動が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該配分機関及び文部科学省に対して第3項又は第6項の結果を報告する。

（調査結果の公表）

第27条 研究所は、第23条第1項又は第26条第6項の調査結果の報告において、特定不正行為が行われたとの報告があったときは、特段の事情がない限り、次の事項を公表する。

- (1) 特定不正行為に関与した者の氏名及び所属
  - (2) 特定不正行為の内容
  - (3) 研究所が公表時までに行った措置の内容
  - (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
  - (5) 調査の方法、手順等
  - (6) その他必要な事項
- 2 研究所は、第23条第1項又は第26条第6項の調査結果の報告において、特定不正行為が行われなかったとの報告があったときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が報道される等既に外部に知られている場合及び論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った場合によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合において、公表する内容は、特定不正行為は行われなかったこと（論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った場合によるものでない誤りがあった場合はそのことを含む。）の他、必要な事項とする。

3 研究所は、第23条第1項又は第26条第6項の調査結果の報告において、当該告発等が告発者の悪意に基づくものと報告があったときは、前項の他、告発者の氏名及び所属を公表する。

(特定不正行為が行われた場合の措置)

第28条 研究所は、第23条第1項又は第26条第6項の調査結果の報告において、特定不正行為が行われたとの報告があったときは、第27条第1項の公表に加え、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 特定不正行為を行った者に対する研究所の規定に基づく処分
- (2) 特定不正行為を行った者に対する当該研究活動に係る論文等の取下げ勧告
- (3) 特定不正行為を行った者の所属長等に管理責任があると認められるときは、当該所属長等に対する研究所の規定に基づく処分

2 前項の他、必要に応じ、次の各号の措置を講ずるものとする。

- (1) 特定不正行為を行った者に対する期間を定めた研究所内外の競争的資金を含めた研究費（研究機器の維持等に係る経費は除く。）の使用禁止
- (2) 特定不正行為を行った者に対する既に使用した研究費の全部又は一部の返還請求（特定不正行為が行われなかった場合の措置）

第29条 研究所は、第23条第1項又は第26条第6項の調査結果の報告において、特定不正行為が行われなかったとの報告があったときは、第27条第2項ただし書の規定による公表の他、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 第20条の規定により講じた措置の解除
- (2) 当該事案において特定不正行為が行われなかった旨の調査関係者への周知
- (3) 被告発者の不利益の発生防止及び名誉回復に係る措置
- (4) その他必要な措置  
(調査への協力)

第30条 法務・コンプライアンス本部長は、調査において、必要に応じ、役員及び職員等に対して当該調査に関する協力を依頼することができる。

2 調査に関わる部署又は役員及び職員等は、当該調査に協力しなければならない。  
(告発者、被告発者等への配慮)

第31条 研究所は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 研究所は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

3 研究所は、調査協力者等が不利益を受けることがないように十分配慮するものとする。  
(情報漏えいの防止)

第32条 研究所は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏えいしないよう十分配慮する。

2 調査の実施等事案の処理に当たっては、調査対象の研究活動に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上の秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

(委員の謝金及び旅費)

第33条 調査委員会に出席する研究所外の委員に対し、謝金及び必要な経費を支給することができる。

2 委員に対する謝金及び旅費の支給に関しては、委員会委員等への謝金の基準（平成15年細則第69号）に定めるところによる。

（雑則）

第34条 この規程に定めるもののほか、研究上の不正の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月23日規程第73号）

この規程は、平成26年10月24日から施行する。

附 則（平成26年10月30日規程第74号）

この規程は、平成26年11月25日から施行する。ただし、この規程の施行前の調査の対象となる不正行為の意義については、なお従前の例による。

附 則（平成26年11月14日規程第77号）

この規程は、平成26年11月21日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規程第93号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第46号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月29日規程第27号）

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第49号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月13日規程第54号）

この規程は、平成28年4月14日から施行する。

附 則（平成28年9月30日規程第84号）

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年10月31日規程第86号）

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規程第30号）  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日規程第29号）  
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規程第411号）  
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規程第510号）  
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日規程第27号）  
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規程第45号）  
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規程第45号）  
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月31日規程第108号）  
この規程は、令和5年11月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

センター等	センター長等
情報統合本部	本部長
創薬・医療技術基盤プログラム	プログラムディレクター
バトンゾーン研究推進プログラム	プログラムディレクター
理研産業共創プログラム	プログラムディレクター
最先端研究プラットフォーム連携（TRIP）事業本部	本部長
開拓研究本部	本部長
革新知能統合研究センター	センター長
数理創造プログラム	プログラムディレクター
生命医科学研究センター	センター長
生命機能科学研究センター	センター長
脳神経科学研究センター	センター長
環境資源科学研究センター	センター長
創発物性科学研究センター	センター長
量子コンピュータ研究センター	センター長
光量子工学研究センター	センター長

仁科加速器科学研究センター	センター長
計算科学研究センター	センター長
放射光科学研究センター	センター長
バイオリソース研究センター	センター長